

■スマイルProject 5 被害児童生徒への影響を考えよう

教職員による児童生徒へのわいせつな行為は、被害を受けた児童生徒の心身に深刻な傷を残し、影響を及ぼします。

事件の恐怖からPTSD（心的外傷後ストレス障害）となり、事件前の当たり前の学校生活を送ることが困難となる。

事件の被害者であるにもかかわらず、加害者の教職員が学校から去ったことに対する自責の念や周囲からのプレッシャーに苦しむ。

事件から時間が経過した後、何らかの拍子にフラッシュバックすることにより、事件後も当時の記憶に苦しむ。

まさか、先生が嫌なこと
するはずない・・・



■スマイルProject 6 セルフチェックで自らの言動を振り返ろう

わいせつセクハラ確認シート

No.	項目	✓
1	特定の児童生徒に対して、特別な感情を抱いていない。	
2	同じ職場の教職員が、特定の児童生徒に対して指導や接触を不自然に繰り返していると感じた場合、管理職に相談している。	
3	児童生徒の身体に不必要に触れていない。特に、マッサージなどと称して身体に触れることはない。	
4	相手が不快に思うか否かは関係なく、容姿、年齢、恋愛・性的な経験に関することやわいせつな言葉などの発言はしていない。	
5	相手が性的な誘いをはっきりと断らないことは、同意を意味しているわけではないことを理解している。	
6	児童生徒に対し、SNS等で私的なやりとりをしたり、自家用車に乗せたりしていない。	
7	児童生徒を、私物のスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影していない。	
8	性に関する受け止め方は、多様であることを認識している。	
9	「児童生徒や保護者との信頼関係があるので、この程度であれば許容されるだろう。」という思い込みを基に行動していない。	
10	同僚や管理職とのコミュニケーションを積極的に取っている。	
11	児童生徒からの相談等や生徒指導上の諸問題は、一人で抱え込むことなく、教職員集団で情報を共有しチームで対応している。	
12	絶えず内省し、前例や慣例にとらわれないで時代の変化に適応できるようアップデートしている。	

■スマイルProject 7 心の健康を保とう

各種相談窓口<外部の相談窓口>

不安やストレスにより悩みがあるとき、あなたは周囲の人に相談できていますか。身近な人に相談しにくいときは、各種相談窓口があります。一人で悩まず、一歩踏み出してみませんか。

<電話・面談メンタルヘルス相談>【公立学校共済組合】 0120-783-269

月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

通話料無料／（予約制・年5回まで相談料無料）対象者：公立学校共済組合員及び被扶養者

<Web相談（こころの相談）>【公立学校共済組合】 URL: <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号：783269 対象者：公立学校共済組合員及び被扶養者

<教職員こころの健康相談>【公立学校共済組合】

URL: <https://www.kouritu.or.jp/chiba/kousei/kanri/sodan/kokoro/index.html>



わいせつな行為の根絶に向けて

～教職員一人一人の自覚にかかっています～

すべては みんなの 笑顔のために

千葉県学校モラルアップのスローガン

「スマイル」



- ス** すべての子供たちは
- マ** まっすぐ見えています
- イ** いつも教えてもらう頑張る先生方の
- ル** ルールを守る姿と日頃のマナーを

教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものです。本県（千葉市を除く）において、わいせつセクハラ行為により懲戒処分（監督責任を除く）を受けた教職員は、平成30年度2名、令和元年度6名、令和2年度14名となっており、増加傾向となっています。

教職員等によるわいせつな行為に対しては、厳罰化を求める声が強くなってきており、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年6月4日に公布されました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）」（文部科学省令和2年6月12日）では、「児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底する。」旨が示されました。

学校にかかわるすべての人たちが、笑顔で日々の生活を送ることができるよう、わいせつ行為の根絶への決意が必要です。

教職員の 信 頼 を守るために

千葉県教育委員会

令和4年3月

■スマイルProject 1 自分の行動を意識しよう

その言葉、その行動は、本当に大丈夫？

家族の前でもやれることですか？

非違行為

見つからなければ大丈夫と
思っていないですか？

第三者として、
報道で知ったら
どう思いますか？

誰かが見ている

「信頼される質の高い教職員であり続けるために
～教職員の服務に関するガイドライン～」より（一部改）

令和2年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査結果から

実態調査では、他の児童生徒が受けた教職員からの言動を見聞きし、ハラスメントと感じて不快であったとの記述が見られます。

- ・女子トイレに生徒が入っているのに、清掃監督の男性の先生が入っていくのを見た。
- ・友達が、先生に住んでいる場所をしつこく聞かれているのを見て不快に感じた。



ポイント

私たち教職員の周りには、いつも多くの目と耳があります。児童生徒の教育に直接携わる教職員が、常に「誰かに見られている」という意識をもち、教職員としての使命感や責任感を自覚することが大切です。

■スマイルProject 2 学校で取り組もう

児童生徒の電子メールアドレス等の収集の制限、SNS等を通じた児童生徒との私的なやりとりの禁止

自校児童生徒へのわいせつな行為のきっかけとなる私的なやりとりの絶対禁止

- ・児童生徒からの相談内容の共有、複数の教職員による対応等、開かれた環境づくり
- ・活用する連絡ツールの最適化（配信のみ可能・複数の教職員を含むチーム）

校内におけるルールと環境づくり及び規範意識の醸成

ルールづくり

- ・個人情報取扱いに関する体制の再構築
- ・教職員所有のスマートフォン等の校内での使用ルールづくり
- ・学校で管理するデジタルカメラ等の使用の徹底 など

環境づくり

- ・1対1の密室になりえない相談場所、活動空間づくり

規範意識の醸成

- ・教育公務員としての自覚の醸成
 - 関連法規等の理解
 - 自己の理解（自分の弱さを知り、認める）
 - 他者の理解（児童生徒の心情を理解する。児童生徒から学ぶ）
- ・「共に働く仲間」を感じられる職場環境の醸成
 - 教職員相互による言葉かけ、心配り
 - 互いを尊重、信じられる関係性の構築



ポイント

私たち教職員は、常に児童生徒と接していることから、互いの距離感が近くなりがちです。各学校においては、SNS等による私的なやりとりの根絶などに向けたルールづくりを進め、教職員がチームとして児童生徒の教育にあたっていくことが重要です。

SNS等による私的なやりとりの発覚の経緯

児童生徒本人から

教職員とのSNS等のやりとり、不適切な内容のメッセージについて、セクハラ相談担当教諭等に相談

児童生徒の保護者から

子供からの相談を受け、学校や教育委員会に相談

他の児童生徒から

友人に対する教職員の言動を疑問に思い、セクハラ相談担当教諭等に相談

他の教職員から

同僚の言動を不審に思い、管理職や教育委員会に相談

相談窓口、セクハラ・体罰実態調査から

わいせつセクハラ相談窓口への相談やセクハラ・体罰実態調査での申立て

■スマイルProject 3 最近の処分事例を知ろう

〔県立高等学校 講師 **戒告** 処分〕 SNS等による私的なやりとり・自家用車への同乗

管理職の許可なく、女子生徒と、SNS等を利用して私的なやりとりを行い、自家用車に同乗させ、自宅付近まで送った。

〔公立中学校 教諭 **免職** 処分〕 児童生徒等へのわいせつな行為

女子生徒を、進路指導と称して学校に呼び出した際、教室でわいせつな写真を撮影し、児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。

〔公立中学校 会計年度任用職員 **免職** 処分〕 公共の乗り物等における痴漢行為

通勤で乗車した電車内において、向き合って立っていた女性の手に出した自己の陰部を押し付けた。公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（県迷惑防止条例）違反容疑で逮捕された。

〔公立小学校 講師 **免職** 処分〕 児童生徒等へのわいせつな行為

男子中学生に対し、わいせつな画像を自撮りさせ、自身のスマートフォンに送信させたとして児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された。また、自家用車内において、わいせつな行為をし、強制性交等容疑で再逮捕された。

〔公立中学校 講師 **免職** 処分〕 下着等の撮影

駅のエスカレーターにおいて、女子高校生のスカート内を靴の中に隠したスマートフォンで盗撮し、県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された。

■スマイルProject 4 関連法規を理解しよう

刑法

（強制わいせつ）第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
（強制性交等）第177条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

児童福祉法

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。6 児童に淫行をさせる行為
※この法律において「児童」とは、満18歳に満たない者をいう。（第4条第1項）

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

（児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止）第3条の2 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、（略）その他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。
（児童買春）第4条 児童買春をした者は、5年以上の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

軽犯罪法

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

20 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方であり、ももその他身体の一部のみだりに露出した者

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（県迷惑防止条例）

（卑わいな行為の禁止）第3条の2 何人も、みだりに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるものをしてはならない。

一 次のいずれかに掲げる場所又は乗物において、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器（略）を用いて撮影（略）

ハ 学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる場所（略）

二 （略）人の胸部、臀部、陰部、大腿部その他の身体の一部に直接又は衣服その他の身に着ける物の上から触れること。

三 （略）卑わいな言動をすること。

千葉県青少年健全育成条例

（みだらな行為等の禁止）第20条 何人も、青少年に対し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほか単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない行為又はわいせつな行為をしてはならない。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

（児童生徒性暴力等の禁止）第3条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

※この法律において「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒、それ以外の18歳未満の者（第2条第2項）

（教育職員等の責務）第10条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。